

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉建屋1階において制御棒駆動水圧系のアキュムレータの取付作業時、アキュムレータ及びコンベアが転倒しコンベアに載せていた鉄板が協力企業作業員の左足甲にあたり負傷したため、業務車にて病院へ搬送及び対応検討	A	3月5日公表済 (PDF16KB)

その他： 28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用復水器内点検時、胴部内面に腐食及び塗装剥離が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	所内ボイラ室スチームドレンサンプピット内の点検時、ライニングに剥離が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	原子炉冷却材浄化系排水流量検出器高圧側/低圧側元弁の点検時、弁内部品（パッキンストップリング）に固着が認められたため、当該弁を修理	D	
4	1号機	復水脱塩装置苛性ソーダタンクの点検時、点検窓フランジ及びボルトに腐食が認められたため、当該フランジ及びボルトを交換	D	
5	1号機	所内用空気系空気圧縮機用電動機の点検時、電源用しゃ断器の制御電源ノーヒューズブレーカに動作不良が認められたため、当該ブレーカを交換	D	
6	1号機	制御棒駆動水ポンプ増速ギア油冷却器冷却水入口ベント弁の点検時、ボンネット部のユニオンボルトに固着が認められたため、当該弁を交換	D	
7	1号機	主蒸気隔離弁（A O-203-2D）点検におけるステライト肉盛溶接時、ブローホールの発生が認められたため、当該溶接部を修理及び対応検討	A	
8	2号機	硫酸第一鉄注入ポンプにおいて、吐出圧力の低下が認められたため、当該ポンプ及び吸込配管等を点検・修理	D	
9	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）スラスト保護装置の定例作動試験時、制御パネル上に「125V 直流 B系 グランド」警報の発生が認められたため、調査及び対応検討	D	
10	3号機	プロセス計算機プリントサーバー装置の点検時、警報ランプの点灯が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
11	3号機	サービス建屋化学分析室排気ファンにおいて、ファンベルト（4本中1本）に緩みが認められたため、当該ベルトを調整	D	
12	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）潤滑油プライミングポンプ吸込温度スイッチ点検時、接点動作不良が認められたため、当該温度スイッチを交換	D	
13	4号機	タービン建屋換気系排気ファン（C）吐出ダンパの点検時、動作不良が認められたため、当該ダンパを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却系差圧スイッチの点検時、動作不良（動作値にバラツキ）が認められたため、当該差圧スイッチを交換	D	
15	4号機	逃がし安全弁用圧カスイッチ（原子炉圧力高）の点検時、動作不良（動作値にバラツキ・1台）が認められたため、当該差圧スイッチを交換	D	
16	4号機	復水脱塩装置樹脂再生塔ドレンストレーナ差圧スイッチ等の点検時、計器用電源スイッチに動作不良（2台）が認められたため、当該スイッチを交換	D	
17	4号機	主発電機密封油装置空気抽出槽ドレン弁の点検時、流れ方向と逆向きの弁の接続が認められたため、当該弁を正規に取付	D	
18	4号機	残留熱除去系熱交換器（A）の点検時、海水入口側水室内に配管のライニング材が確認されたため、当該ライニング材を回収及び対応検討	B	4月24日再審議にてグレード変更「C→B」
19	4号機	原子炉格納容器漏えい率試験用温度計の点検時、絶縁抵抗値に低下（13台中1台）が認められたため、当該温度計を交換	D	
20	4号機	放射性廃棄物処理系フェイズセパレータベントフィルタにおいて、詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
21	5号機	放射性廃棄物処理系シャワードレンタンク（A）液位指示計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
22	5号機	タービン補機冷却系熱交換器海水元弁において、シートパスが認められたため、対応検討	D	
23	6号機	日常点検表に基づくジェットポンプ差圧の確認時、JP番号と計器番号に相違が認められたため、日常点検表を修正及び対応検討	C	
24	6号機	油貯蔵タンク室油移送ポンプにおいて、軸受ドレン配管サポートの取付不良が認められたため、対応検討	D	
25	6号機	計装用空気系空気圧縮機（B）アフタクーラードレントラップ出口弁において、流れ方向と逆向きの弁の接続が認められたため、当該弁を正規に取付	D	
26	集中環境施設	高温焼却設備一次ガス冷却器の点検時、排ガス入口フランジ及びエキスパンションジョイント取付ボルト・ナット（40組）に焼き付きが認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
27	集中環境施設	雑固体廃棄物減容処理建屋エリア放射線モニタ記録計の点検時、指示値に精度外れが認められたため、当該記録計を修理	D	
28	集中環境施設	主排気ダクトトリチウム捕集装置捕集槽出口露点計の点検時、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで